

確定拠出年金向け説明資料

野村DCグローバル・プライベート・エクイティ関連株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

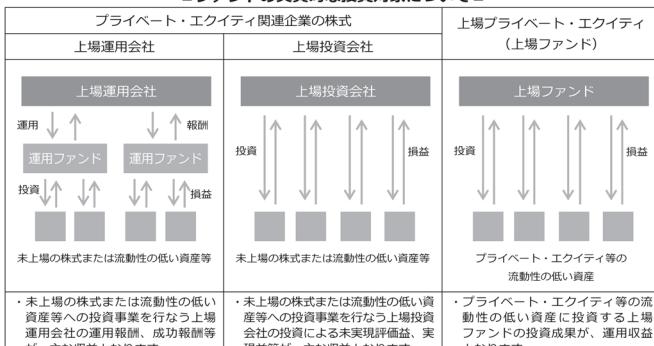
1. 投資方針

- 株式および上場ファンドへの投資にあたっては、プライベート・エクイティ関連企業の株式およびプライベート・エクイティ等の流動性の低い資産に投資する上場ファンド（「上場プライベート・エクイティ」といいます。）に投資することを基本とします。

※ファンドにおいて「プライベート・エクイティ」とは、金融商品取引所に上場等されていない株式を指します。

※ファンドにおいて「プライベート・エクイティ関連企業」とは、未上場の株式または流動性の低い資産等への投資事業を行なう企業を指します。

■ ファンドの実質的な投資対象について ■



※上記は、上場運用会社、上場投資会社、上場ファンドの代表的な投資形態を示したイメージ図です。

※上記は、投資対象の投資形態・特徴の例を示したものであり、全てを表すものではありません。

- ポートフォリオの構築にあたっては、時価総額、流動性を勘査して、投資対象銘柄を選定し、バリュエーション、収益性、株価動向等を勘査して、組入比率を決定します。

- ポートフォリオについては適宜見直しを行ないます。

- 株式および上場プライベート・エクイティの実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2. 主要投資対象

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（DR（預託証書）※1を含みます。）、投資信託の受益証券および投資法人の投資証券（「上場ファンド」といいます。）を実質的な主要投資対象※2とします。

※1 Depository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同じに金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「野村上場プライベート・エクイティマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3. 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2025年9月8日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託期間中ににおいて、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8. 決算日

原則、毎年6月4日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に年0.858%（税抜年0.78%）の率を乗じて得た額
内訳（税抜）：委託会社 年0.40%、販売会社 年0.35%、受託会社 年0.03%

* ファンドが実質的に投資する上場ファンドでは、管理報酬等の費用がかかります。投資する上場ファンドを通してファンドが実質的に負担する費用については、運用状況等により、投資比率、投資期間、投資銘柄およびその管理報酬等の費用が異なるため、事前に合計した料率、合計額、又は上限額等を表示することができません。

10. 信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

■ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。■ 投資信託は、株式や公社債等償付動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■ 当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたか、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

野村DCグローバル・プライベート・エクイティ関連株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年6月4日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。
※ 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換入、換金のお申込みができません。

- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行
- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ロンドン証券取引所

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換入、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換入、換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24.基準価額の主な変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

また、ファンドはプライベート・エクイティ関連企業の株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

より幅広い業種・テーマの株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

ファンドは実質的に未上場株式を組み入れます。未上場株式は流動性が著しく乏しく、価格変動が極めて大きい場合があり、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

●株式の他に、ローン、劣後債、優先証券、不動産、インフラ等の未上場または流動性の低い資産に実質的に投資を行なう場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。